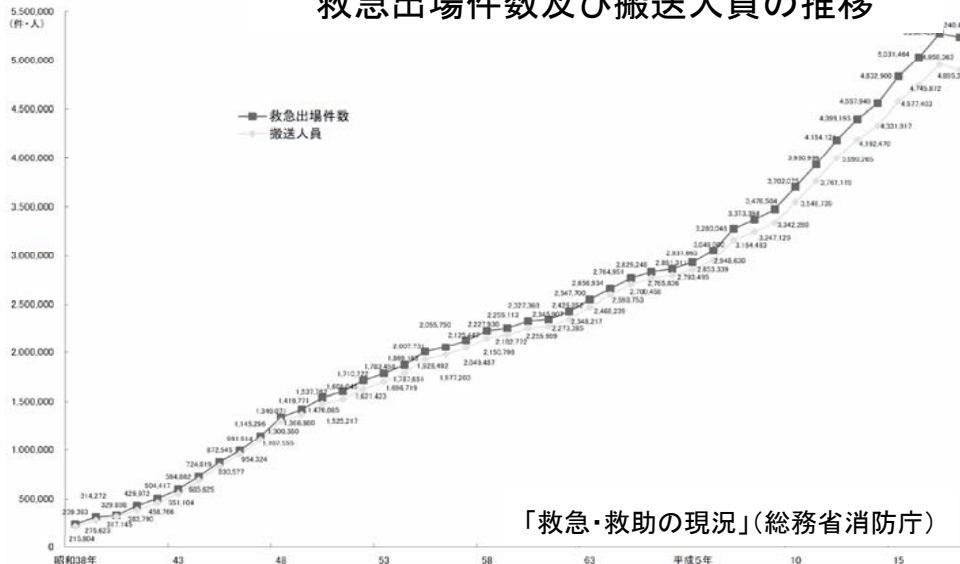


# 老人ホーム等施設の救急搬送実態について

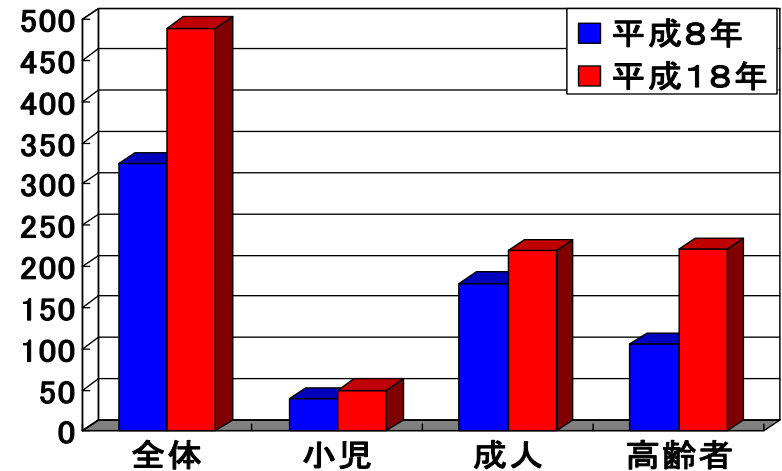
# 1. はじめに

救急出場件数及び搬送人員の推移



(注) 1 平成10年以降の救急出場件数及び搬送人員についてはヘリコプター出場分を含む。  
2 各年とも1月から12月までの数値である。

年齢別の搬送人員の10年間の推移



「救急・救助の現況」(総務省消防庁)のデータを基に分析した救急搬送の変化

- 近年、救急搬送人員の伸びが著しい。(10年間で約50%増)
- 伸びの多くを高齢者の救急搬送の増加が占める。
- 特に、老人ホーム等からの搬送が急増しているという指摘や、こうした施設からの高齢者は基礎疾患を有する割合が高く、病態が複雑なため受入の選定に時間を要するケースが多いという指摘がある。

他にも、以下のような指摘がなされている。

- ・ 老人保健施設等からの搬送患者は、一旦入院すると治療期間が長期にわたるため、いわゆる「出口の問題」が生じやすい。
- ・ 高度の救急医療施設での診療の必要性に疑問が残る搬送の依頼が増えている。

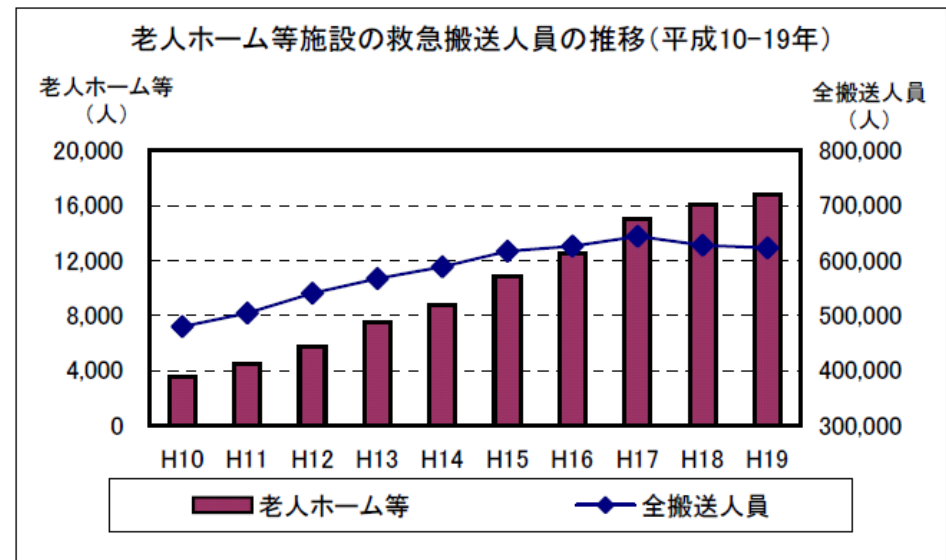
## 2. この調査について

- この「老人ホーム等施設の救急搬送実態」は、東京消防庁救急部の作成資料（平成20年5月）をもとにしたものである。
- そのため、東京消防庁管内の救急搬送事案が調査の対象であり、全国の実態を表すものではない。
- なお、東京消防庁の救急搬送人員は、全国のおよそ12.8%を占めている。（平成18年度実績）

# 3. 老人ホーム等施設の救急搬送人員の推移

## 1 搬送人員

年	老人ホーム等 搬送人員		全搬送人員	
	実数	増減率	実数	増減率
平成10年	3,596	—	480,139	—
平成11年	4,496	25.03%	504,675	5.11%
平成12年	5,711	27.02%	540,660	7.13%
平成13年	7,490	31.15%	567,451	4.96%
平成14年	8,740	16.69%	588,502	3.71%
平成15年	10,874	24.42%	616,996	4.84%
平成16年	12,505	15.00%	626,231	1.50%
平成17年	15,061	20.44%	643,849	2.81%
平成18年	16,091	6.84%	627,699	-2.51%
平成19年	16,814	4.49%	623,012	-0.75%
平成10-19 年比較		367.58%		29.76%



### データに関する注意点

- 1 東京消防庁の救急隊が出場した事案に限定しています。(東久留米市、稲城市、島しょ地区の救急隊の事案は対象外)
- 2 老人ホーム等で発生し、医療機関へ搬送した傷病者を対象としています。(施設職員、入居者家族が傷病者である場合を含みます。)
- 3 老人ホーム等の定義については、データ集計に明確な解釈はありません。特別養護老人施設等の内訳の細分化集計は不能です。
- 4 現場滞在時間とは、救急車が現場に停車した時間から医療機関に向けて出発した時間までの所要時間を指します。
- 5 医療機関照会回数とは、救急隊又は東京消防庁総合指令室が医療機関に連絡した述べ回数を指します。
- 6 医療機関照会回数に関する統計は、平成19年4月から集計可能となった関係から、それ以前のデータ集計は不能となっています。

東京消防庁救急部作成資料(H20.5.29)

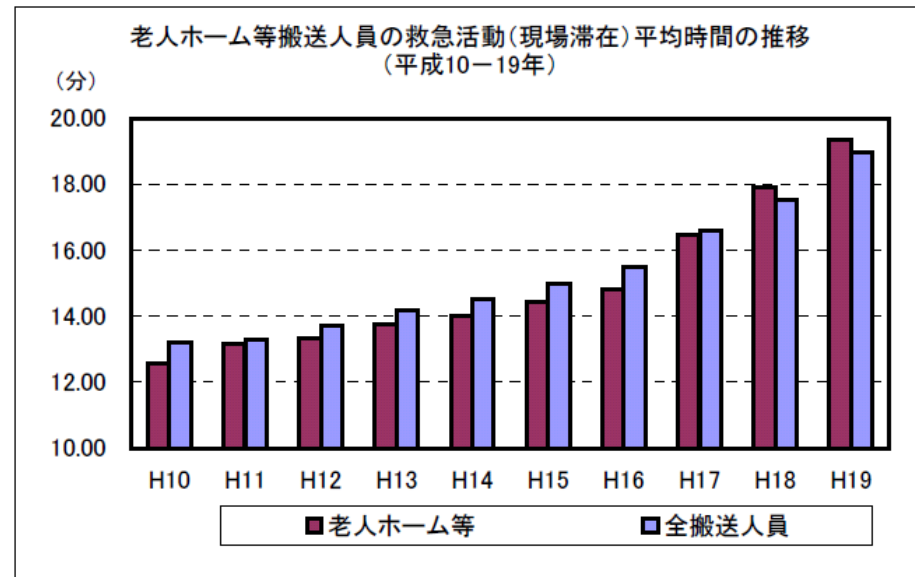
○ H19年の老人ホームからの搬送人員数は、H10年の4.7倍まで急増。

○ しかし、全体に占める割合は2.7%にすぎない。

# 4. 老人ホーム等搬送人員の救急活動平均時間の推移

## 2 救急活動(現場滞在)時間平均

年	老人ホーム等搬送人員		全搬送人員	
	平均所要時間(分)	対前年増減(分)	平均所要時間(分)	対前年増減(分)
平成10年	12.58	—	13.2	
平成11年	13.16	0.58	13.3	0.1
平成12年	13.34	0.17	13.7	0.4
平成13年	13.74	0.41	14.2	0.5
平成14年	14.00	0.26	14.5	0.3
平成15年	14.44	0.43	15.0	0.5
平成16年	14.84	0.40	15.5	0.5
平成17年	16.48	1.64	16.6	1.1
平成18年	17.90	1.42	17.55	0.95
平成19年	19.34	1.44	18.95	1.40
平成10-19年比較		6.75		5.75



### データに関する注意点

- 1 東京消防庁の救急隊が出場した事案に限定しています。(東久留米市、稲城市、島しょ地区の救急隊の事案は対象外)
- 2 老人ホーム等で発生し、医療機関へ搬送した傷病者を対象としています。(施設職員、入居者家族が傷病者である場合を含みます。)
- 3 老人ホーム等の定義については、データ集計に明確な解釈はありません。特別養護老人施設等の内訳の細分化集計は不能です。
- 4 現場滞在時間とは、救急車が現場に停車した時間から医療機関に向けて出発した時間までの所要時間を指します。
- 5 医療機関照会回数とは、救急隊又は東京消防庁総合指令室が医療機関に連絡した述べ回数を指します。
- 6 医療機関照会回数に関する統計は、平成19年4月から集計可能となった関係から、それ以前のデータ集計は不能となっています。

東京消防庁救急部作成資料(H20.5.29)

○ 現場滞在時間は、老人ホーム等搬送人員と全搬送で大きな差があるとは言えない。